事後評価調書

I 事業概要								
事	業名	名 交通安全対策事業(交差点改良事業)						
地	区名	一般国道 301 号						
事	業箇所	豊田市九久平町地内						
		国道 301 号は、静岡県浜松市と愛知県豊田市を結ぶ路線であり、名古屋市及び豊田市街と奥三河地域を結ぶ愛知県の東西交通軸を形成し、奥三河の地域振興、経済活性化に資するとともに、第二次緊急輸送道路にも位置づけられ、奥三河の生命線となっている。しかしながら特に主要地						
	業のあ らまし	方道岡崎足助線との交差点部においては、一級河川 巴 川 と一級河川滝川の合流部に隣接してお						
,	360	り、斜角の厳しい変則的な交差点形状となっていたこと、また、本事業付近でバイパス整備の計						
		画があるものの、この路線の沿線に自動車関連研究開発施設の建設計画があり、将来も約 3000 台						
		/日程度の自動車交通量が見込まれることから、通学する児童・生徒の安全な通行の確保を図るた						
		め交差点改良を実施したものである。 【達成(主要)目標】						
± 114 E 1 E		1 ①交通円滑化 ②危険通学路の解消 ③歩行者等の安全確保						
争	業目標	【副次目標】(事前評価時に設定した場合、記載する)						
		- 古光典						
事業費		事業費 内訳 26.9 億円 □工事費 15.2 億円、□用補費 9.6 億円、□その他 2.2 億円						
事業期間		採択年度 2008 年度 着工年度 2008 年度 完成年度 2018 年度						
事業内容 歩道設置を含む交差点改良 延長 L=550m、幅員 W=14m								
I 評価								
	1) 主要							
	標の		ハた					
	成状	が、事業実施により右折車線が設置され、交通が円滑化した。						
		・本事業区間は、豊田市立九久平小学校・豊田市立松平中学校の通学路に指定されている も関わらず、斜角の厳しい変則的な交差点形状となっていたが、事業実施後は、斜角を						
		和し変則的な交差点形状を解消したことや、歩道整備・歩道橋設置により、安						
		きるようになった。						
①事業目標の達成状況		・事業実施後、本事業区間における歩行者が関係する死傷事故は、発生していない。						
目煙		ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
の。		・本事業により右折車線が整備され、交通が円滑化した。						
選成:		・交通量は増加しているものの、変則的な交差点形状の解消や歩道整備・歩道橋設置を						
状 況		効果もあり、安全に通学できるようになったと学校関係者や保護者からも高い評価を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
		・ いる。 ・ 本事業実施後は歩行者関連の死傷事故は発生しておらず、安全が確保されている。						
	2) 副次							
	標の							
	成状							
		【達成状況に対する評価】						
		-						

②事業効果の発現状況

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		2008~2012	2008~2018	
	工事費	4. 7	15. 2	
事業費	用地補償費	3. 0	9. 6	
(億円)	その他	0. 6	2. 2	
	合計	8. 3	26. 9	-
効用の		_	-	
効果の 算定要因		_	ı	
异化安囚		-	ı	

【事業期間に対する評価】

本事業は、2012年度に事業完了予定であったが、2018年度に完了となった。要因としては、 地盤が固く、河川の付替工事が長期化したことと、用地補償が難航したためであり、事業延 長はやむを得ないものであった。

【事業費に対する評価】

事業費は事業採択時と比較し、18.6億円(224%)の増額となった。要因としては、通学路の 安全性向上のため、地元小中学校と協議の上で最も安全かつ効果的な位置に歩道橋を設置し たことにより、必要な用地補償費が見込みより高くなったこと、また地盤が想定よりも固く、 河川の付替工事等が難航したためであり、増額はやむを得ないものであった。

【効果の算定要因に対する評価】

本事業は、局所的な交通安全施設整備事業であり、交通量推計条件に変化の考慮が困難な 事業のため、効果の算定要因に対する評価は行ってない。

【貨幣価値化困難な評価】

事業完了後において、通学児童・生徒をはじめとした歩行者が関係する死傷事故は発生し ていない。これらは本事業における効果が大きく、歩行者等の通行空間の安全を確保し、危 険通学路も解消されたものと考える。

③事業実施に 化

本事業の実施により、通学児童・生徒をはじめとした歩行者等の安全が確保され、道路の よる環境の変|利用環境が改善された。

Ⅲ 対応方針(案)

今後の事後評

事業目標を達成しており、今後の事後評価の必要性はないものと考える。

価の必要性 改善措置の必

要性

事業目標に対する効果を十分に発現しており、新たな課題もみられないため、改善措置の 必要性はないものと考える。

同種事業に反 映すべき事項

交差点改良と歩道設置を同時に実施することにより、自動車だけでなく歩行者等の安全も | 図れるため、交差点改良を実施する場合は、併せて改良区間の歩道等の設置の必要性につい ても検討することが、同種事業に反映すべき事項であると考える。

Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

・一般国道301号の対応方針(案)「改善措置等必要なし」を了承する。

V 対応方針

・ 改善措置等必要なし